

本庄市
農業委員会
だより

H O N J O A G R I J O U R N A L

本庄あぐりじゃーなる

第6号

令和2年12月15日発行

- 農地を転用する場合は農地法の手続きが必要です …P2
- 農地バトロールの実施・農業委員会への手続き・農業新聞・農業者年金 …P3
- 農業法人で働く若手スタッフの紹介・農業次世代人材投資資金 …P4
- 地元野菜を使ったお店の紹介・本庄野菜のレシピ …P5
- 農地の貸借売買等意向一覧表・農地の貸し借りの手続き …P6
- 耕作目的での農地の売買・利用権設定 …P7
- 花いっぱいプロジェクトの実施・農業についてのご提案募集 …P8



本庄マスコット
はにぼん

光沢ある白さ!! 甘みが強い!! 『本庄美人ねぎ』

白身がスラッと長く、光沢のあるきれいな白色で、色白美人を思わせるような美しさからネーミングされた『本庄美人ねぎ』。

本庄市小和瀬の木村徳成さんは、『本庄美人ねぎ』を栽培し、農協やJA直売所などに出荷しています。「『本庄美人』は根深ねぎで、香り、味ともに文句なし。加えて、日持ちするところも大きな強みです。地元で育ったブランドねぎを通して、おいしい野菜がとれる本庄をもっと知ってもらいたいですね♪」と木村さんは話しています。

取材:小川忠 農業委員、亀田伸一郎 農地利用最適化推進委員

ご存知
ですか？

農地を転用する場合は 農地法の手続きが必要です！

農地の転用とは、農地に「住宅を建てたい」、農地を「駐車場として使用したい」など、農地を農地以外の目的に使用することをいいます。

農地を転用したり、転用の目的で農地を売買等する場合は、たとえ自分の土地であっても、農地法の手続きが必ず必要です。手続きをせずに転用すると、「違反転用」となり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。転用の話や計画が出た場合は、農地の現状を変更する前に、必ず農業委員会事務局へご相談ください。

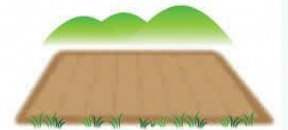


農地を転用するための主な手続きの流れ

- ① 転用したい場合は、はじめに農地の区分を知り、その土地が転用可能かどうかを知る必要があります。農地転用の許可基準（下表）の詳細は、農業委員会事務局へお問い合わせください。

農地転用の許可基準

| 農地の区分 | | 許可の方針 |
|----------------|--|---|
| 市街化調整区域・その他の区域 | 農用地区域内農地 市町村が定める農業振興地域整備計画において、指定された区域内の農地 | 原則不許可 |
| | 甲種農地 ・農地公共投資後8年以内の農地 ・集团的（おおむね10ha以上）に存在し、高性能農業機械での耕作に適した農地 | 原則不許可 例外許可あり ・農業用施設 ・農産物加工販売施設など |
| | 第1種農地 集团的（おおむね10ha以上）に存在し、生産力の高い農地 | 原則不許可 例外許可あり ・農業用施設 ・農産物加工販売施設など |
| | 第2種農地 小集団で生産力が低く、市街地として発展する可能性のある農地 | 周辺の他の土地に立地困難な場合等に許可 |
| 市街化区域 | 第3種農地 市街地にある農地または市街地化の傾向が著しい区域内の農地 | 原則許可 届出により転用可能 |



農地転用は、申請すればすべて許可されるわけではありません。農地の周辺の状況により、許可できない場合があります。

農地法では、優良な農地を保全するため、転用しようとする農地がどのような場所にあるかによって農地を区分し、その区分に基づき許可できるかどうかを判断します。

また、申請目的実現の確実性、隣接農地への被害防除措置、資金の有無、計画の規模、他法令の許可等についても審査します。

- ② 農地区分などを確認したら、その農地を誰が何のために、どのように使いたいのかという具体的な計画を、改めて農業委員会事務局に確認してください。



- ③ 農業委員会事務局で転用しても支障がない農地であることを確認したら、許可申請書に記入・押印し、計画図などの必要書類を添付のうえ、農業委員会事務局に提出してください。許可申請書の受付は毎月10日に締め切り、その後に申請内容について農業委員等が現地調査を実施し、同月25日開催の本庄市農業委員会総会（10日及び25日が土・日曜日、祝日の場合は原則翌開庁日）で審議します。審議後に、許可権者である埼玉県知事に意見を付して進達します。ただし、市街化区域内の農地は、許可不要のため、農業委員会への届出（随時受付）で転用が可能です。



- ④ 埼玉県知事の許可後、農地を農地以外の用途に変更するために必要な許可書が農業委員会事務局を通じて交付されます。なお、許可書が交付されるまで、最短でも1～2か月かかりますので、余裕をもって申請してください。また、転用の手続きだけでは登記地目の変更はされません。工事等が完了後、農業委員会事務局に「工事完了届」を提出し、その後に法務局で地目変更登記の申請をしてください。



農地パトロールを実施しました

～農地の適正な管理をお願いします～

本庄市農業委員会では、遊休農地の調査や違反転用の発生防止などを目的として、7月から8月に農地パトロールを実施しました。

雑草が繁茂している遊休農地は、病虫害の発生源となって周辺農地に悪影響を与えるほか、不法投棄されたり、火災や防犯上の危険など、様々な問題が生じる原因となります。

遊休農地を所有している方は、早急に耕作の再開、または草刈り・耕起などの維持管理をしてください。

なお、遊休農地をそのままにした場合は、農業委員会から指導が行われるほか、固定資産税年税額が増大する場合があります。また、土地の管理を行わないことで他人に損害を与えたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない場合もありますので、ご注意ください。



遊休農地とは

- ①過去1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない農地
- ②周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地

※ご自身で耕作ができない場合は、農業委員会で借り手や買い手をあっせんしますので、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員、もしくは農業委員会事務局（市役所4階）にご相談ください。

こんな時は…

農業委員会で手続きが必要です

- 農地を農地として売買したい。
- 農地を転用したい。
- 農地を貸し借りしたい。解約したい。
- 農地を相続した。

ほか、農地に関する手続きは、農業委員会事務局へご相談ください。



農地パトロールについての会議の様子



全国農業新聞

を購読しませんか

農業経営と暮らしに役立つ週刊の農業総合専門紙です。

●発行日 月4回金曜日

●購読料 月700円(税込)

お申込みは農業委員会事務局へ



～節税効果が大きい公的年金～

農業者年金に加入しませんか

積立方式の終身年金。保険料は2万円から6万7千円の間で千円単位で選択。全額社会保険料控除できるから、節税しながら老後に備えられます。

加入要件

- ・国民年金第1号被保険者
- ・年間60日以上農業に従事
- ・20歳以上60歳未満

この3つの要件を満たす人はどなたでも加入できます。※農業者年金の内容やご相談は、最寄りのJAまたは農業委員会事務局へお問い合わせください。

農業法人で働く若手スタッフを紹介します

株式会社 イーフーム

(本庄市児玉町下真下)



大切に育てた野菜や米を出荷した時の達成感

ネギ、ブロッコリー、きゅうり、なす、米・麦と、年間を通して様々な品目を栽培している株式会社イーフーム（代表取締役：鈴木栄一氏）は、役員1人、社員11人、パート1人で経営しています。

「若いスタッフが多く、皆で支え合って頑張っています。将来こんなことをしたいなど、農業にかける夢を話しながら作業しています。」と語るののは、平成30年に入社した花形敏（40歳）さん（写真上段左）。

「大切に育てた野菜や米を出荷した時には、とても達成感があり、やりがいを感じます。いろいろな志を持った先輩や仲間とともに農業を発展させていき、ともに本庄の農業を盛り上げていきたいです。」と目を輝かせながら答えてくれました。

取材：鯨井雅吏 農地利用最適化推進委員

株式会社 坂上農園

(本庄市田中)



自分が作ったものに興味を持ってもらえる

ブロッコリー、ネギ、きゅうり、小松菜を栽培している株式会社坂上農園（代表取締役：坂上一男氏）は、役員3人、社員7人、研修生2人で経営しています。

「大学在学中に野菜への興味が深まり、自分の作ったものを食べてもらえる農業っていいなと思います、入社しました。農業技術だけでなく、経営ノウハウなど、いろいろなことを学びたいです。」と語るののは、今年4月に入社した寺澤秀康（27歳）さん。

「農業は機械化が進んでいるのだと思っていましたが、想像以上に人の手による仕事が多いと感じています。まだまだわからないことが多いので、挑戦と勉強を繰り返して、早く一人前になれるよう日々頑張っていきたいです。」と力強く答えてくれました。

取材：坂上佳久 農業委員

これから農業を始めたい人を応援します

〔農業次世代人材投資資金〕

次世代を担う農業者となることを目指す人に対し、就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する資金を交付します。

準備型

就農予定時の年齢が原則50歳未満（※）で、就農に向け、県が認める研修機関等で農業研修を受ける人に対し、年間150万円を最長2年間交付します。

申請窓口：埼玉県（本庄農林振興センター） ☎0495-22-3116

経営開始型

独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満（※）で、就農直後の新規就農者に対し、前年の所得に応じて最大年間150万円を最長5年間交付します。

申請窓口：本庄市役所農政課 ☎0495-25-1177

（※）交付対象者の要件は他にもいくつかあり、その全ての要件を満たす必要がありますので、詳細は各申請窓口へお問い合わせください。



地元野菜を使ったお店を紹介します

独創お好み焼き たらちね庵



独創的で種類豊富なお好み焼きを中心に、ご予算に応じて工夫を凝らしたお任せ料理の数々。懐かしさを感じる店内の雰囲気も素敵です！

- 住所：本庄市東台2-4-2
- 電話番号：0495-24-2684（亀田）
- 営業時間：18時～22時（要相談）
- 定休日：不定休



取材：永尾路子 農業委員

かいさんしゅぼう 海山酒房 むく



旬のお造りを始め、肉料理やピザ、地元野菜をふんだんに使った料理など、和洋のメニューを幅広く取り揃えています。

その日の仕入れによって「本日のおすすめ料理」も提供しています。

- 住所：本庄市早稲田の杜5-4-26
- 電話番号：0495-71-5551
- 営業時間：17時30分～23時
新型コロナウイルスの状況により、時間を変更する場合がございます。
- 定休日：水曜日



取材：鯨井雅吏 農地利用最適化推進委員

管理栄養士ゆりかなちゃん監修 本庄野菜のレシピ

本庄市保健センターで栄養面から市民の皆さまの健康を支える管理栄養士が本庄野菜を使ったレシピを紹介します。今回は、旬の「ねぎ」です。

ハッシュドねぎポテト



冬野菜のパワーを体に取り入れて、元気に過ごしましょう！

チーズの風味がほんのりします。ポン酢などで食べてもおいしいです！



栗田 管理栄養士（右）
日向 管理栄養士（左）

旬のねぎをたっぷり入れました。お焼き風でお子さんなどと一緒に作ってもいいかもしれません！

<材料（4人分）>

- じゃがいも 2個（皮付き 250g程度）
- 長ネギ 1本（正味 100g）
- プロセスチーズ 40g
- ★こしょう 少々
- ★片栗粉 大さじ2
- ★サラダ油 大さじ2

1人分の栄養価
エネルギー 155kcal
たんぱく質 3.6g
脂質 8.7g
塩分 0.3g

<作り方>

- ① じゃがいもは皮をむき、2cm角程度に切り、茹でて煮汁を捨て、マッシャーやフォークなどで粗くつぶす。
- ② 長ネギは粗みじん切りにする。
- ③ プロセスチーズは5cm角程度に切る。
- ④ ①～③、こしょう、片栗粉を入れてよく混ぜ、人数分になるように分けて小判型にする。
- ⑤ フライパンにサラダ油を熱し、きつね色になるまで揚げ焼きにする。

令和2年度 農地の貸借売買等意向一覧表 (令和2年10月末現在)

農地の利用促進及び遊休農地の解消を図るため、貸借や売買の希望がある農地の情報を、令和2年4月以降に農地所有者から提出された「農地の貸借売買等意向調査票」をもとに、所有者の方の同意を得て公表しています。市ホームページには、令和2年3月以前の提出分も含めて掲載していますので、ご覧ください。

| 貸したい・売りたい (児玉地域) | | | | |
|------------------|-----------------|----|--------|-----|
| No. | 土地の所在地 (本庄市) | 地目 | 面積 | 希望 |
| 7 | 児玉町太駄平沢 2672-10 | 畑 | 399㎡ | 貸・売 |
| 8 | 児玉町太駄平沢 2672-11 | 畑 | 333㎡ | 貸・売 |
| 9 | 児玉町下浅見鷲山 851-1 | 畑 | 2,967㎡ | 貸・売 |
| 10 | 児玉町八幡山向田 601-1 | 田 | 381㎡ | 貸・売 |
| 11 | 児玉町金屋甲中ノ堰 1350 | 田 | 1,108㎡ | 売 |
| 12 | 児玉町金屋中ノ堰 1405-3 | 田 | 809㎡ | 売 |
| 13 | 児玉町塩谷小松原 904-1 | 畑 | 1,275㎡ | 貸 |
| 14 | 児玉町小平柵林 1238 | 畑 | 1,021㎡ | 貸 |
| 15 | 児玉町小平下河原 924 | 畑 | 498㎡ | 貸 |
| 16 | 児玉町小平中川原 1010-1 | 畑 | 460㎡ | 貸 |
| 17 | 児玉町宮内仮宿前 22-1 | 畑 | 839㎡ | 売 |
| 18 | 児玉町宮内仮宿前 24 | 畑 | 915㎡ | 売 |
| 19 | 児玉町宮内上ノ原 1263 | 畑 | 500㎡ | 売 |
| 20 | 児玉町田端北原 454-1 | 畑 | 1,019㎡ | 貸・売 |
| 21 | 児玉町田端北原 438 | 畑 | 808㎡ | 売 |
| 22 | 児玉町田端北原 439 | 畑 | 706㎡ | 売 |
| 23 | 児玉町田端北原 440 | 畑 | 1,503㎡ | 売 |
| 24 | 児玉町田端北原 446 | 畑 | 363㎡ | 売 |
| 25 | 児玉町田端北原 447 | 畑 | 404㎡ | 売 |
| 26 | 児玉町高柳浅間平 465-1 | 畑 | 1,107㎡ | 売 |
| 27 | 児玉町稲沢中ノ白谷戸 335 | 畑 | 967㎡ | 売 |
| 28 | 児玉町稲沢中ノ白谷戸 346 | 畑 | 631㎡ | 売 |
| 29 | 児玉町秋山桜沢 2317 | 畑 | 647㎡ | 売 |
| 30 | 児玉町秋山桜沢 2324 | 畑 | 583㎡ | 売 |
| 31 | 児玉町秋山一ノ谷 2502-1 | 畑 | 634㎡ | 売 |
| 32 | 児玉町秋山一ノ谷 2502-2 | 畑 | 157㎡ | 売 |
| 33 | 児玉町秋山南 2826 | 畑 | 1,254㎡ | 売 |
| 34 | 児玉町保木野鳥場 192 | 田 | 1,636㎡ | 売 |
| 35 | 児玉町上真下金鑽 999 | 畑 | 626㎡ | 売 |
| 36 | 児玉町田端北原 450 | 畑 | 2,312㎡ | 貸・売 |
| 37 | 児玉町塩谷真境寺 83-1 | 畑 | 779㎡ | 貸・売 |

| 貸したい・売りたい (本庄地域) | | | | |
|------------------|--------------|----|--------|-----|
| No. | 土地の所在地 (本庄市) | 地目 | 面積 | 希望 |
| 1 | 沼和田東田 259-1 | 田 | 502㎡ | 売 |
| 2 | 仁手新田 718-1 | 田 | 1,109㎡ | 売 |
| 3 | 仁手本島春日前 909 | 畑 | 231㎡ | 売 |
| 4 | 西五十子村東 825 | 田 | 1,271㎡ | 貸・売 |
| 5 | 西五十子村東 827 | 田 | 731㎡ | 貸・売 |
| 6 | 西五十子村東 835-2 | 畑 | 1,517㎡ | 売 |
| 7 | 西五十子村東 835-4 | 畑 | 690㎡ | 売 |
| 8 | 山王堂柳原 449-27 | 畑 | 99㎡ | 貸 |
| 9 | 沼和田飯玉 420 | 田 | 1,033㎡ | 貸 |
| 10 | 沼和田北西 1063 | 畑 | 866㎡ | 貸 |
| 11 | 沼和田北西 1066 | 畑 | 1,926㎡ | 貸 |
| 12 | 沼和田北 38 | 畑 | 559㎡ | 貸・売 |
| 13 | 鶴森富士 174-1 | 畑 | 623㎡ | 貸・売 |
| 14 | 今井久城前 864-1 | 畑 | 773㎡ | 売 |
| 15 | 牧西川向 664-1 | 畑 | 420㎡ | 貸 |
| 16 | 栗崎東 1393-1 | 田 | 657㎡ | 貸 |
| 17 | 栗崎東 1391-1 | 田 | 377㎡ | 貸 |
| 18 | 栗崎東河原 1291 | 畑 | 534㎡ | 貸 |
| 19 | 東五十子赤坂 705-1 | 畑 | 851㎡ | 貸 |
| 20 | 牧西西浦 391-1 | 畑 | 1,014㎡ | 貸 |
| 21 | 共栄北共和 4 | 畑 | 342㎡ | 売 |

| 貸したい・売りたい (児玉地域) | | | | |
|------------------|-------------------|----|--------|-----|
| No. | 土地の所在地 (本庄市) | 地目 | 面積 | 希望 |
| 1 | 児玉町塩谷シボタ 906-17 | 畑 | 933㎡ | 貸 |
| 2 | 児玉町塩谷シボタ 906-18-1 | 畑 | 1,043㎡ | 貸 |
| 3 | 児玉町塩谷真鏡寺東 69-1 | 畑 | 752㎡ | 貸 |
| 4 | 児玉町太駄八坂 1204 | 畑 | 462㎡ | 貸・売 |
| 5 | 児玉町太駄八坂 1205 | 畑 | 1,523㎡ | 貸・売 |
| 6 | 児玉町太駄八坂 1212 | 畑 | 274㎡ | 貸・売 |

農地の貸借や売買のあっせんを 随時受付しています

あっせんをご希望の方は、随時受付をしていますので、『農地の貸借売買等意向調査票』にご記入のうえ、提出してください。

意向調査票は、農業委員会事務局（市役所4階）で配布しているほか、市ホームページでダウンロードできます。



借りたい農地があったら？

- ①借りたい農地の現地の状況を確認し、農業委員会事務局へお問い合わせください。
- ②農地を借りたい方と農地所有者で、貸し借りの詳細(貸借期間や賃料等)について相談してください。
- ③決まりましたら、『農用地利用権設定等申出書』等を農業委員会事務局に提出することで、貸し借りが可能になります。

※すでに交渉中の場合もありますので、その際はご了承ください。

耕作目的で農地を売買したいときは？

農地を耕作するために、所有権の移転や賃借権の設定又は使用貸借権の設定をする場合は、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないで行った行為は、無効となりますのでご注意ください。

Q 1. 農地を農地として売買したいのですが？

A 1. 農地を耕作する目的で売買するためには、農地法第3条に規定する許可申請書を提出し、農業委員会の許可を受けなければなりません。ただし、農地を買う人は、要件（A3参照）をすべて満たしている必要があります。



Q 2. 売買するための手続きの流れは？

A 2. はじめに、事前に農業委員会事務局へご相談ください。相談後に、農地を買う人と売る人が許可申請書に連署・押印し、必要書類を添付のうえ、農業委員会事務局に提出してください。許可申請書の受付は毎月10日に締め切り、同月25日開催の本庄市農業委員会総会（10日及び25日が土・日曜日、祝日の場合は原則翌開庁日）で審議します。総会で許可・不許可の意思決定を行い、承認された場合には後日、許可書を交付します。許可申請書や必要書類については、農業委員会事務局にお問い合わせください。

申請についての相談



申請書の提出
(毎月10日まで)



申請内容の審査、
現地調査



農業委員会総会
(毎月25日)で審議



許可書の交付

Q 3. どのようなことが審査・審議されるのですか？

A 3. 農地を買う人が、次の【要件】をすべて満たしているかを審査・審議します。

【要件】

- ① 今回の申請農地を含め、所有している農地と借りている農地のすべてを効率的に耕作すること。
- ② すでに耕作している農地と今回の申請農地の合計面積が5,000㎡（下限面積）以上であること。
- ③ 農作業に常時従事すること。
- ④ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。
- ⑤ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと。



農地の貸し借りは「利用権設定」をご活用ください！

農地を農地として貸し借りする場合は、農地法第3条の許可が必要ですが、借り手が下限面積要件を満たさなかったり、貸した農地が戻ってこないのではないかと不安から、貸し手が消極的になってしまい、規模拡大を希望する農家にとっては不利に働いてしまうことがありました。

しかし、農業経営基盤強化促進法に基づき、農地に賃借権等の権利（利用権設定）を設定すると、農地法の許可を受けずに農地の貸し借りが可能になります。貸す人と借りる人双方で届け出す手続きで、貸借期間や賃料の有無、賃料の支払い方法等を取り決めます。

決まりましたら、『農用地利用権設定等申出書』に必要事項をご記入・押印のうえ、農業委員会事務局へ提出してください。利用権設定により契約した農地は、契約期間満了とともに貸借関係が終了し、無条件で貸し手に返還されることとなっており、離作料等の問題も発生しないことから、貸し手にとっても安心して契約することができます。

※ただし、利用権設定は市街化区域以外の農地に限ります。

「花いっぱいプロジェクト」を実施しました

市役所農政課では、新型コロナウイルスの影響で、需要が減退している花きを市内の農家から買い取り、市民の皆さんに配布することで生産者を支援する「花いっぱいプロジェクト」を実施しました。

広報ほんじょう8月1日号で、花きをお受け取りいただける方を募集したところ、たくさんのご応募をいただき、ありがとうございました。

団体・個人合わせて600名余りの皆さまへ、お花をお届けすることができました。

ご協力いただき、誠にありがとうございました。



本庄市の農業について ご提案・ご意見を募集します！



本庄市の農業をさらに発展させていくためのご提案やご意見、ちょっとしたアイデアなど、どんな小さなことでも結構です。お待ちしております。

お寄せいただいたご提案等は、市役所農政課でとりまとめ、農業振興を図るための参考とさせていただきます。

また、優れたご提案等をいただいた方の中から抽選で10名様に「本庄野菜特製エコバッグ(布製)」をプレゼントします！

■応募方法

住所・氏名・年齢・ご提案等を記入のうえ、令和3年1月15日(金)(必着)までにはがき又は電子メールで

■応募先

〒367-8501 本庄市本庄3-5-3

本庄市役所農政課 宛

☑ nousei@city.honjo.lg.jp

※当選者の発表は、景品の発送をもって代えさせていただきます。

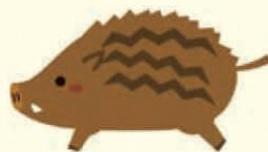
※ご提案・ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

鳥獣だより「狩猟期間について」

狩猟期間とは、狩猟を行ってもよいとされている期間のことです。埼玉県内は、毎年11月15日から翌年2月15日までです。(本庄市では、わな猟に限り3月15日まで狩猟期間を延長しています。)

なお、イノシシ等による農作物被害の状況から、市では狩猟期間以外でも地元猟友会の協力を得て、年間を通して有害鳥獣駆除事業を行っています。

昨年度は、イノシシ約80頭、ニホンジカ約100頭が捕獲されました。



編集後記

新型コロナウイルスの感染拡大により、世界経済が歴史的な打撃を受け、生活様式や価値観が大きく変化した1年でした。

さて、現在の農業委員・農地利用最適化推進委員の任期が令和3年2月9日で満了し、2月10日から新たな委員で活動がスタートします。3年間の任期中は、広報広聴委員会として「本庄あぐりじゃーなる」を年2回発行し、農地に関する情報などをお届けしてきました。ご協力くださった皆さまや読者の皆さまに心から感謝申し上げます。次号は新委員が編集・発行いたしますので、引き続き皆さまのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

農業委員会広報広聴委員会

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 田端 講一 |
| 副委員長 | 細野 俊文 |
| 委員 | 吉岡 昭 |
| 〃 | 小川 忠 |
| 〃 | 坂上 佳久 |
| 〃 | 亀田伸一郎 |
| 〃 | 鯨井 雅吏 |
| 〃 | 永尾 路子 |
| 〃 | 奥原 定雄 |
| 〃 | 福田 光男 |
| 〃 | 坂本 静枝 |
| 〃 | 池田 稔 |